

機密廃棄文書溶解処分作業及び古紙等売払仕様書

本仕様書は、機密廃棄文書溶解処分作業及び古紙等売払方法その他必要事項を示すものであるが、仕様書に記載されていないものでも作業実施が必要と認められる軽微なものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 契約期間 契約日から令和9年3月31日までの期間とする
なお、実施日時については本市担当職員と協議すること
2. 実施場所 福島区役所庁舎東側文書廃棄倉庫
3. 予定数量 12,250kg（令和6年度実績）
※上記数量は過去実績であるため増減する可能性がある。
（参考内訳）
機密文書 6,120kg
一般古紙 6,130kg
4. 作業内容
 - ・ 文書廃棄倉庫に集積された機密廃棄文書・一般古紙等を業者専用車へ積載し、搬出すること。
 - ・ 機密廃棄文書については、確実に溶解するものとし、その旨の溶解処分証明書を提出すること。
 - ・ 一般古紙等については、リサイクル処理するものとし、総重量を計量のうえ、証明書を提出すること。
 - ・ 運搬にあたっては、文書等飛散することのないよう特に注意すること。
 - ・ 作業の実施にあたっては、一般業務に支障のないよう配慮すること。
 - ・ 作業の実施にあたっては最新の注意を払い、建物等損傷を与えないこと。
 - ・ 作業の実施にあたって知り得た重要事項及び文書の内容に関して、一切他に漏らしてはならない。
 - ・ 作業完了後、本市職員の立会いのもと、確認を得て完了とすること。
 - ・ 納付書については、履行確認後その都度発行するものとする。
 - ・ 業務を他に委任し、又は請け負わせないこと。ただし、本市の承認を得た場合はその限りではない。
 - ・ その他定めのない事項について、担当職員の指示に従うこと。
 - ・ 本仕様書に疑義がある場合は、比較見積書等提出前までに担当まで問い合わせること。契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。
 - ・ 本契約は、令和8年度予算の発効をもって有効とする
5. 担当者
福島区役所 企画総務課（総務） 中本・植田（TEL：6464-9625）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福島区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福島区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。